

【重点地区】朝鮮人街道・巡礼街道沿道景観形成地域

朝鮮人街道・巡礼街道沿道景観形成地域は、以下の2つの地区に分類し、それぞれの地区で景観形成基準を定めています。(別図 11:地域・地区区分図参照)

地域名	地区名
朝鮮人街道・巡礼街道沿道景観形成地域	1. 愛知川～犬上川地区
	2. 犬上川～芹川地区

■景観形成基準

	1 愛知川～犬上川地区	2 犬上川～芹川地区
地区の概要	<ul style="list-style-type: none"> 古くから街道としての機能を持ち、田園地帯の中には瓦屋根の落ち着きのある集落と荒神山などが一体となった景観が形成されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 幹線道路沿いは、都市計画の近隣商業地域として位置付けられ、新しい商業集積地となっている。 かつての巡礼街道沿いにあることから巡礼の鐘に因み「ベルロード」の愛称がある。 道路沿いには、大規模小売店舗などが並び活気あるまちなみとなっている。
景観形成の指針	<ul style="list-style-type: none"> 集落内を流れる小川等の護岸には、できる限り自然素材を用いるなど地域になじむ景観の形成に努める。 農地や社寺の樹林は保全を図る。 建築物や工作物は、周辺の田園風景や落ち着きのある集落景観と調和するよう努める。 歴史的道筋を生かし、広がりのある田園の中に瓦屋根の落ち着いた集落の家なみが点在する田園景観の創造を図る。 新たな市街地開発や大規模建築物などの整備に当たっては、積極的な緑化を図るなど、周辺の農地や伝統的集落のまちなみとの調和に配慮する。 敷地やその周辺の植栽や道路沿いの並木により、街道景観の再生を図る。 ガードレール、休憩施設、案内板の設置に際しては、形態、色彩および素材などについて、自然環境との調和に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 調和と統一感のあるまちなみを形成するとともに緑豊かな沿道景観の形成を図る。 道路は、緑化に努めるとともに、道路施設等に景観的な配慮を行い、親しみとうるおいのある魅力あふれた空間の形成を図る。 沿道の建築物などは、位置、規模、形態、色彩、素材、および一階部分の利用形態などに配慮する。 建築物や工作物は、道路からできる限り後退を図り、道路景観にゆとりをもたらすとともに人工的な印象をやわらげるため敷地周辺の緑化に努める。 連続感と統一感のある軸線を形成し、ベルロードらしい魅力あるまちなみの形成を図る。 敷地内のセットバック空間を利用した歩行者空間の拡大や1階部分のショーウィンドー化など快適で楽しい買い物空間を創造する。 市街化農地は、宅地化を促進するとともに市街地空間にうるおいとゆとりをもたらす緑のオープンスペースを設けるように努める。

朝鮮人街道・巡礼街道沿道景観形成地域

		1 愛知川～犬上川地区	2 犬上川～芹川地区
		● 沿道の電柱や架線は、できる限り無電柱化に努める。	
建築物の新築、増改築、外観を変更する修繕等	眺望	<ul style="list-style-type: none"> ● 主要な眺望景観(※1)に著しい影響を与えないよう、建築物の配置、規模および高さについて配慮すること。 	
	位置	<ul style="list-style-type: none"> ● 敷地内の建築物および工作物の規模を勘案して、釣り合い良く配置すること。 ● 建築物の外壁面は、道路(※2)から2m以上後退を原則とすること。ただし、狭小敷地で敷地境界線から2m以上後退することにより建築できない場合等は、建築のできる範囲で基準値に近付ける努力をすること。また、外壁の一部が敷地の形状などにより後退線を守れない場合の緩和措置として、①外壁またはこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下、②物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5m²以内とすること。 	
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物の高さは、12m以下とすること。(社寺等の伝統的様式による建築物は除く。) ● 建築物の高さは、15m以下とすること。(社寺等の伝統的様式による建築物は除く。) 	
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ● 各地区で定められている高さの最高限度を超えての建築計画は、原則不可とする。ただし、建築物が周辺景観と調和した形態・意匠および色彩であるもの、かつ、次の各号のいずれかに該当する建築物は、この限りでない。なお、該当の計画は、景観影響調査を実施し、彦根市景観審議会の意見を聞くものとする。 【建築物】 (1) 公共、公益上の建築物でやむを得ないもの。 (2) 勾配屋根を有する建築物の屋根部分で、景観上の配慮がされており、環境上支障がないもの。(高さの最高限度に2mを加えた高さを緩和の上限) (3) 景観計画(R7)の基準時における敷地内(同一敷地)において、基準時の高さを超えない範囲で行う、同一用途の再度の新築で敷地形状からやむを得ないと認められるもの。 ● 周辺の景観と調和した、全体的にまとまりのある形態とすること。 ● 高さ12m以下の建築物については、和風建築を基本とした勾配屋根(3～5寸勾配)とすること。12mを超える高さの建築物についてもできる限り勾配屋根とすること。 ● 勾配屋根は、切妻、入母屋を基本とし、寄棟、方形、招きまたはこれらをイメージする形態であること。ただし、大規模な建築物などこれにより難い場合は、勾配屋根をイメージする形態のもと、適度な軒の出を設けるなど、水平線を強調した形態とすること。また、中高層建築物では、低層部に庇等を設けるなど、地区の風情と調和したものとすること。 ● 勾配屋根は、平面の過半以上を覆う屋根とすること。 ● 周辺の建築物の多くが伝統的な様式の建築物で形成された地区にあっては、周辺の建築物の様式を継承した形態・意匠とし、これにより難い場合は、これに模した意匠とすること。 ● 壁面の適度な分節化や開口部の設置により、単調さや圧迫感を与えないよう工夫すること。 ● 大規模な建築物は、平滑な大壁面が生じないよう、屋根、壁面、開口部等の意匠を工夫し、威圧感および圧迫感を軽減するよう努めること。 ● 室外に設ける設備は、公共空間から目立たない位置に設けるか、格子、ルーバーまたは植栽などによる修景措置を工夫すること。 ● 塔屋は、建築物の意匠と一体的に考えるなど、調和のとれたすっきりとしたものとすること。 	

朝鮮人街道・巡礼街道沿道景観形成地域

		1 愛知川～犬上川地区		2 犬上川～芹川地区																																																	
		<ul style="list-style-type: none"> 物置および車庫等の付属建築物等を建築する場合、主たる建築物が勾配屋根で形成され、かつ、その付属建築物が主たる建築物より小さい場合にあっては、付属建築物の勾配屋根の規定について適用除外とする。この場合にあっては、配置、植栽など修景措置を工夫すること。 																																																			
		<ul style="list-style-type: none"> 基調となる色は、落ち着いた色彩とし、周辺景観との調和を図ること。 外壁は、自然素材がもつ色を基調とすること。 屋根および外壁の基調色は、マンセル表色系において次のとおりとする。 																																																			
色彩		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">屋根の色彩</td><td>5R～5Y</td><td>2～6</td><td>1以下</td></tr> <tr> <td>N(無彩色)</td><td>2～6</td><td>—</td></tr> <tr> <td rowspan="3">外壁の色彩</td><td>5R～10R</td><td>2～3</td><td>4以下</td></tr> <tr> <td>YR～5Y</td><td>2～8</td><td>4以下</td></tr> <tr> <td>N(無彩色)</td><td>2～9</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>			色相	明度	彩度	屋根の色彩	5R～5Y	2～6	1以下	N(無彩色)	2～6	—	外壁の色彩	5R～10R	2～3	4以下	YR～5Y	2～8	4以下	N(無彩色)	2～9	—	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">屋根の色彩</td><td>5R～5Y</td><td>2～6</td><td>1以下</td></tr> <tr> <td>N(無彩色)</td><td>2～6</td><td>—</td></tr> <tr> <td rowspan="5">外壁の色彩</td><td>5R～10R</td><td>2～3</td><td>4以下</td></tr> <tr> <td></td><td>4～8</td><td>2以下</td></tr> <tr> <td>YR～5Y</td><td>2～8</td><td>4以下</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>2～8</td><td>1以下</td></tr> <tr> <td>N(無彩色)</td><td>2～9</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>			色相	明度	彩度	屋根の色彩	5R～5Y	2～6	1以下	N(無彩色)	2～6	—	外壁の色彩	5R～10R	2～3	4以下		4～8	2以下	YR～5Y	2～8	4以下	その他	2～8	1以下	N(無彩色)	2～9	—
	色相	明度	彩度																																																		
屋根の色彩	5R～5Y	2～6	1以下																																																		
	N(無彩色)	2～6	—																																																		
外壁の色彩	5R～10R	2～3	4以下																																																		
	YR～5Y	2～8	4以下																																																		
	N(無彩色)	2～9	—																																																		
	色相	明度	彩度																																																		
屋根の色彩	5R～5Y	2～6	1以下																																																		
	N(無彩色)	2～6	—																																																		
外壁の色彩	5R～10R	2～3	4以下																																																		
		4～8	2以下																																																		
	YR～5Y	2～8	4以下																																																		
	その他	2～8	1以下																																																		
	N(無彩色)	2～9	—																																																		
		<p>※漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合は、この限りでない。</p> <p>※全色相において彩度1未満の場合は、無彩色(N)の明度基準に準じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模な建築物は、圧迫感を軽減するため、3階以上の上層階の外壁に低明度色の使用を避けること。 各壁面の見付面積の1/20未満について、商業地のにぎわいなどの創出を目的に基調色のマンセル値以外の色彩をアクセント色として使用することができる。ただし、アクセント色は、2色以下とし、高さ15mを超える部分には、できる限り使用しないこと。アクセント色を使用する場合は、周辺における歴史的な建築物との調和に配慮すること。 色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きを持たせるため、その性質を十分考慮し、複数の色彩を使用することを避け、明度差を小さくすること。 建築物に付属する携帯基地局は、建築物と調和する色彩を用いること。 																																																			
素材		<ul style="list-style-type: none"> 伝統的な様式の建築物で形成された地区にあっては、周辺の建築物と同様の素材とし、これにより難い場合は、これに模した素材とする。 屋根は、日本瓦またはこれと同等の風情を有するものとすること。ただし、鋼板葺きなどにあっては、周囲の建築物に調和するよう配慮すること。 屋根や壁面などでは、冷たさを感じさせる素材、反射光のある素材を大部分にわたって使用することを避けること。 																																																			
敷地の緑化措置		<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の空地には、できる限り多くの緑量を有する緑化措置を図ること。 道路に面する空地は、中高木や生垣による緑化に努めること。 緑化率は、敷地面積(敷地面積150m²未満は除く。)の15%以上とすること。 		<ul style="list-style-type: none"> 緑化率は、敷地面積(敷地面積150m²未満は除く。)の15%以上とすること。ただし、建蔽率が80%の地域にあっては、敷地面積の10%以上とすること。 																																																	
		<ul style="list-style-type: none"> 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。 常緑の中高木を取り入れた樹木により、必要に応じて修景緑化を図ること。 植栽は、周辺環境と調和した樹種とすること。 																																																			

	1 愛知川～犬上川地区	2 犬上川～芹川地区
工作物(門、柵、塀)の新設、増改築、外観を変更する修繕等	<ul style="list-style-type: none"> 周辺景観および敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態および意匠とするよう努めること。 できる限り樹木(生垣)、木材、石材等の自然素材や、これに模した素材を積極的に取り入れるよう工夫すること。 道路に面する部分にあっては、できる限り生垣とすること。 	
その他工作物(別途示す、主な工作物を除く。)の新設、増改築、外観を変更する修繕等	<ul style="list-style-type: none"> 敷地境界線からできる限り後退すること。 道路から2m以上後退を原則とする。 すっきりとした形態および意匠とし、周辺景観や建物本体と調和する落ち着いた低彩度色とすること。これにより難い場合は、道路から容易に望見できないよう遮へい措置を工夫すること。 単独で携帯基地局の工作物を設置する場合の色彩は、周辺景観や背景と調和する落ち着いた低彩度色とすること。 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。 道路から後退してできる空地には、常緑の中高木を取り入れた樹木により、必要に応じて修景緑化を図ること。 金属製や光沢のあるものは、公共空間から目立たない位置に設けるかまたは、植栽や格子、ルーバーを設けるなど修景措置を工夫すること。 付属施設は、建築物の意匠と一体的にするなど、周辺との調和に配慮すること。 	
擁壁の新設、増築または改築	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面して設ける場合は、できる限り低いものとすること。 できる限り石材等の自然素材を用い、これにより難い場合は、これに模したものとすること。これらの素材を用いることができない場合は、修景緑化等の措置を図ること。 	
煙突またはごみ焼却施設、アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの 記念塔、電波塔、物見塔等その他これらに類するもの 高架水槽の新設、増築または改築	<ul style="list-style-type: none"> 敷地境界線からできる限り多く後退すること。 原則として、道路から2m以上後退すること。 敷地内に生育する樹林は、できる限り残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要が生じたときは、必要最小限にとどめること。 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難い場合は、移植の適否を判断し、できる限りその周辺に移植すること。移植後は、十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。 できる限りすっきりとした形態および意匠とするとともに、けばけばしい色彩とせず、周辺景観にじむものとすること。 常緑の中高木を取り入れた樹木により、必要に応じて修景緑化を図ること。 道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。 植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。 	
彫像その他これに類するものの新設、増築または改築	<ul style="list-style-type: none"> 敷地境界線からできる限り多く後退すること。 原則として、道路から2m以上後退すること。ただし、芸術性および公共性があり、周辺の景観との調和が図れるもの等は、この限りでない。 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。 原則として、周辺景観にじむ形態および意匠とするとともに、けばけばしい色彩としないこと。これにより難い場合は、道路から容易に望見できないよう遮へい措置を図ること。ただし、芸術作品展等の開催に伴い一時的に設置されるものは、この限りでない。 周辺景観との調和を図るため、修景緑化を図ること。 道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。 植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。 	

	1 愛知川～犬上川地区	2 犬上川～芹川地区
汚水または排水を処理する施設の新設、増築または改築	<ul style="list-style-type: none"> ● 敷地境界線からできる限り多く後退すること。 ● 原則として、道路から2m以上後退すること。 ● 敷地内に生育する樹林は、できる限り残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要が生じたときは、必要最小限にとどめること。 ● 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難い場合は、移植の適否を判断し、できる限りその周辺に移植すること。移植後は、十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。 ● 平滑な大壁面が生じないよう、陰影効果に配慮するとともに、外部に設ける配管類をできる限り目立ちにくくすること。 ● けばけばしい色彩とせず、できる限り落ち着いた色彩で周辺景観との調和が得られるものとすること。 ● 敷地外周部は、緑化を図り、容易に望見できないようにすること。 ● 常緑の中高木を取り入れた樹木により、修景緑化を図ること。 ● 道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。 ● 植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。 	
メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊技施設の新設、増築または改築	<ul style="list-style-type: none"> ● 敷地境界線からできる限り多く後退すること。 ● 原則として、道路から2m以上後退すること。 ● 敷地内に生育する樹林は、できる限り残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要が生じたときは、必要最小限にとどめること。 ● 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難い場合は、移植の適否を判断し、できる限りその周辺に移植すること。移植後は、十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。 ● 敷地面積が1.0ヘクタール以上であるもの(都市計画法第8条に規定する用途地域内のものを除く。)にあっては、原則として、その敷地面積の20%以上を緑化すること。 ● 敷地外周部には、施設の規模に応じた樹木により、周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うこと。 ● 道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。 ● 植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。 	
アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設 石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設の新設、増築または改築	<ul style="list-style-type: none"> ● 敷地境界線からできる限り多く後退すること。 ● 原則として、道路から2m以上後退すること。 ● 敷地内に生育する樹林は、できる限り残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要が生じたときは、必要最小限にとどめること。 ● 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難い場合は、移植の適否を判断し、できる限りその周辺に移植すること。移植後は、十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。 ● できる限り壁面、構造等の意匠が周辺景観になじむよう配慮するとともに、外部に設ける配管類をできる限り目立ちにくくすること。 ● けばけばしい色彩とせず、できる限り落ち着いた色彩で周辺景観との調和が得られるものとすること。 ● 敷地面積が1.0ヘクタール以上であるもの(都市計画法第8条に規定する用途地域内のものを除く。)にあっては、原則として、その敷地面積の20%以上を緑化すること。 ● 常緑の中高木を主体とする樹木により、施設の規模に応じた修景緑化を図ること。 ● 道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。 ● 植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。 	

朝鮮人街道・巡礼街道沿道景観形成地域

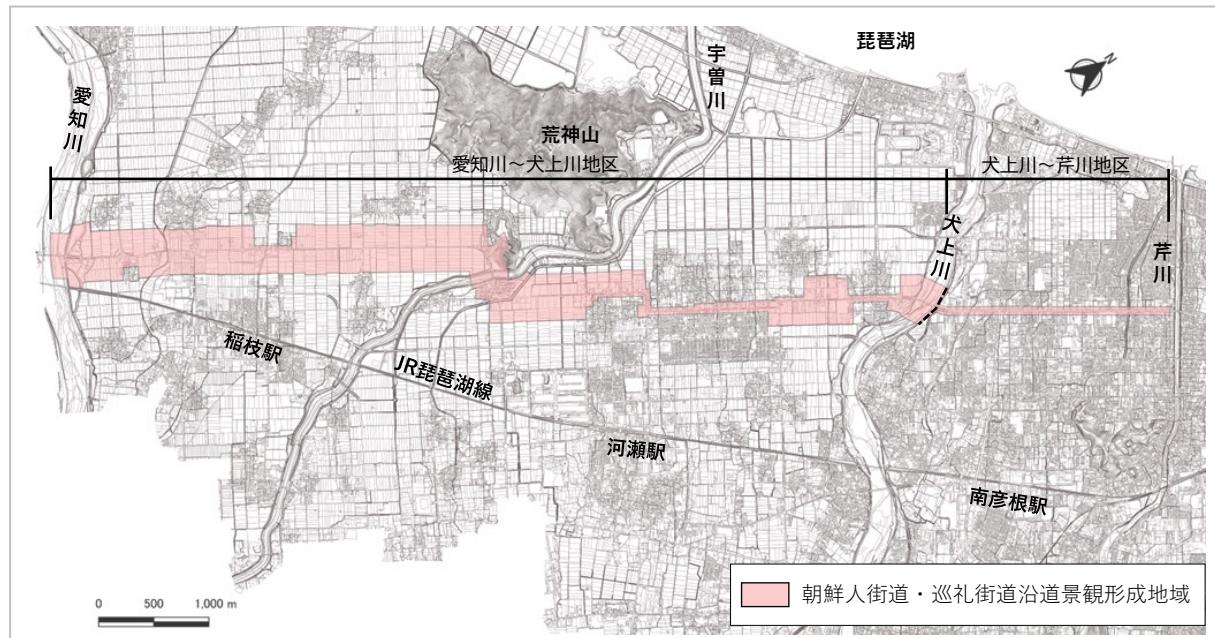
	1 愛知川～犬上川地区	2 犬上川～芹川地区
電気供給のための電線路または有線電気通信のための線路(その支持物を含む。)の新設、増築または改築	<ul style="list-style-type: none"> 鉄塔は、原則として、道路沿いには設置しないこと。やむを得ず設置する場合は、道路からできる限り後退して設けること。 電柱は、できる限り整理統合を図るとともに、極力目立たない位置となるよう配慮すること。また、できる限り道路の路面には設置しないよう努めること。 形態の簡素化を図ること。 色彩は、周辺景観や背景と調和する落ち着いた低彩度色とすること。 鉄塔の基部周辺は、できる限り修景緑化を図ること。 	
土地の区画形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> のり面は、緑化措置(芝、低木などの植栽)を図ること。 やむを得ず擁壁等の構造物を設ける場合は、必要最小限とし、石材等の自然素材を基調とすること。 	
鉱物の掘採または土石類の採取	<ul style="list-style-type: none"> 道路その他の公共の場から容易に望見できないよう植栽または塀などで遮へい措置を図ること。 跡地の整正を行うとともに、緑化措置(芝、低木または中高木の植栽)を図ること。 	
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> 木竹の伐採は、可能な限り小規模にすること。 樹木の樹種、樹齢、樹形等の価値を調査し、木竹の伐採を検討すること。 高さ10m以上または枝張り10m以上の樹木は、できる限り伐採しないこと。 伐採を行った場合は、その周辺景観を良好に維持できるよう代替措置を図ること。 	
屋外における土石、廃棄物、その他の物件の堆積	● 道路その他の公共の場から容易に望見できない位置に集積または貯蔵すること。または、敷地外周部などに植栽等の修景措置を図ること。	
水面の埋立て、または干拓	<ul style="list-style-type: none"> 護岸は、できる限り石材等の自然素材を用いること。 のり面が生じる場合は、芝、低木および中高木の植栽等の緑化措置を図ること。 	
太陽光発電設備	● 太陽光発電設備(ソーラーパネル)は、「4) 太陽光発電設備の景観形成基準」にて、建築物と一体となるもの、建築物に付帯するもの、土地に自立して設置するもの(平面型、支柱型)の別に基準を示しているため、その基準によること。	

(※1)「主要な眺望景観」とは、主要な視点場から眺望できる琵琶湖、内湖、樹林、独立峰、山なみ等の景観をいう。

「主要な視点場」とは、不特定多数の人が利用する場所で、景観資源を眺望できる場所をいう。

(※2)道路は、主要地方道大津能登川長浜線をいう。

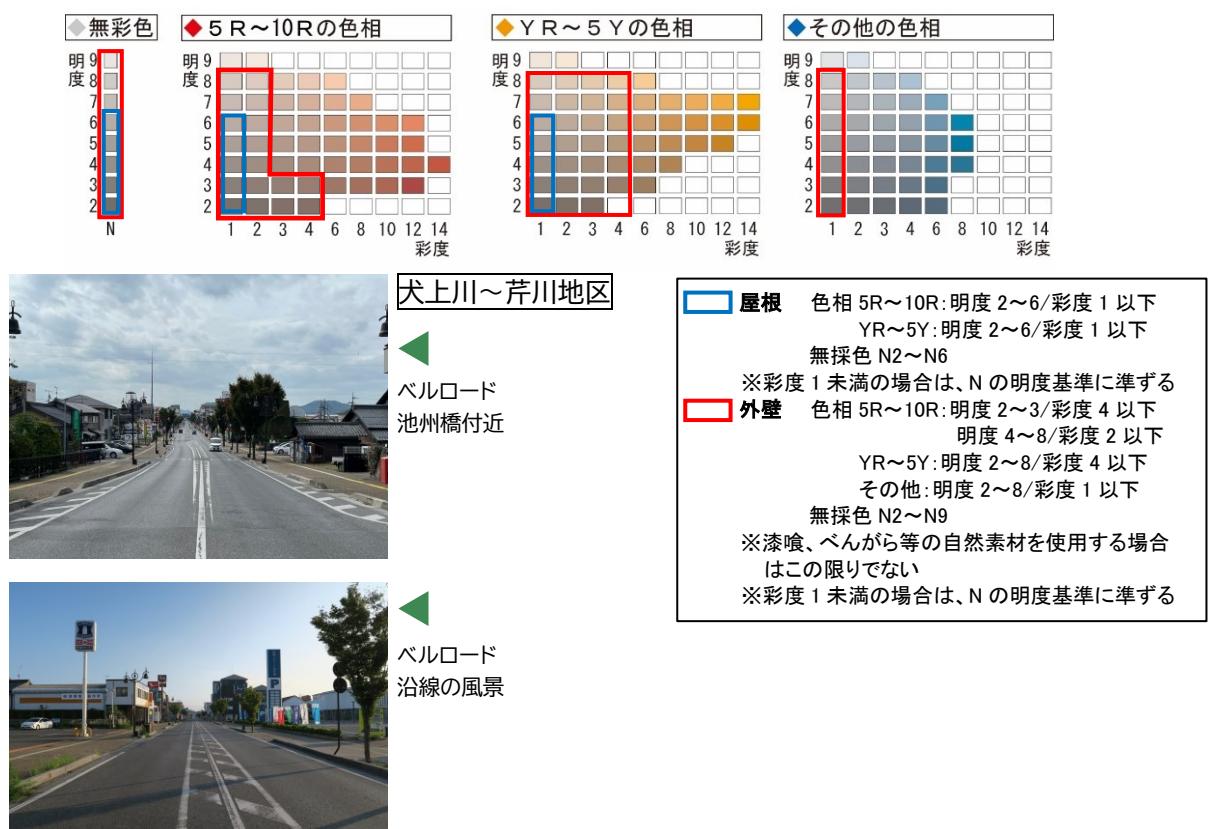
■地域・地区区分図（図 11）



■1 愛知川～犬上川地区の色彩基準



■2 犬上川～芹川地区の色彩基準

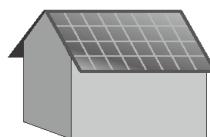


4) 太陽光発電設備の景観形成基準

太陽光発電設備の景観形成基準については、以下に示します。なお、景観形成基準は、重点地区（景観形成地域）、一般地区（景観ゾーン）で共通とします。

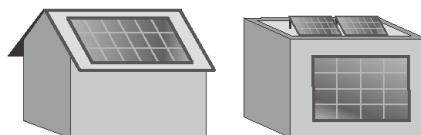
(1) 建築物と一体となる太陽光発電設備等の新築、増築または改築

項目	景観形成基準
意匠	<ul style="list-style-type: none"> ● 屋根材または外壁材として一体で設置する場合は、その他の屋根材または外壁材の意匠について、周辺景観を含めて太陽光発電設備等との調和を考慮すること。 ● 公共空間から望見しにくい形での設置に努めること。 ● 周囲への反射光の影響をできる限り低減するよう配慮すること。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ● パネルを設置する場合は、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできる限り模様が目立たないものとすること。 ● 太陽光発電設備等を外壁に設置する場合は、他の外壁についても、太陽光発電設備等および周辺景観と調和した色彩とすること。 ● 付属する配管等の設備は、建築物と一体とする、または建築物の色彩と調和したものとすること。



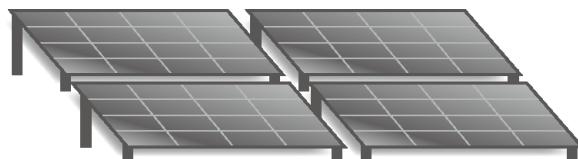
(2) 建築物に付帯する太陽光発電設備等の新築、増築または改築

項目	景観形成基準
形態	<ul style="list-style-type: none"> ● 勾配屋根に別途設置する場合は、太陽光発電設備等の最上部が当該建築物の棟を超えないものとし、できる限り屋根に密着させること。 ● 陸屋根に別途設置する場合は、最上部をできる限り低くし、端部からできる限り後退したものとする。ただし、これにより難い場合は、ルーバー等の目隠し措置を講じ、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとすること。 ● 壁面に別途設置する場合は、当該壁面の外縁部より外側に太陽光発電設備等がはみ出ないようにすること。
意匠	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共空間から望見しにくい形での設置に努めること。 ● 周囲への反射光の影響をできる限り低減するよう配慮すること。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ● パネルを設置する場合は、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできる限り模様が目立たないものとすること。 ● 太陽光発電設備等を外壁に設置する場合は、他の外壁についても、太陽光発電設備等および周辺景観と調和した色彩とすること。 ● 付属する配管等の設備は、建築物と一体とする、または建築物の色彩と調和したものとすること。



(3) 土地に自立して設置する太陽光発電設備等(平面型)の新設、増築または改築

項目	景観形成基準
色彩	<ul style="list-style-type: none"> パネルを設置する場合は、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできる限り模様が目立たないものとすること。 付属設備は、周辺景観と調和した色彩とすること。
植栽等	<ul style="list-style-type: none"> 周辺景観等に影響がある場合は、植栽等による目隠し措置を図ること。 最上部は、できる限り目隠し措置の高さより低くすること。 敷地内に生育する樹林は、できる限り残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要が生じたときは、必要最小限にとどめること。 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難い場合は、移植の適否を判断し、できる限りその周辺に移植すること。移植後は、十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。 常緑の中高木を取り入れた樹木により、修景綠化を図ること。 道路から後退してできる空地には、特に綠化に努めること。 植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 主要な視点場や主要な道路から見た場合に、その眺望対象の景観を阻害しないよう配置の工夫や植栽等により修景措置を図ること。 山稜線、丘陵地または高台での設置は避けること。 敷地境界線(道路、法定外公共物との境界線を含む。)からできる限り多く後退すること。 なお、原則として、道路から2m以上後退すること。 平滑な大壁面が生じないよう、陰影効果に配慮するとともに、外部に設ける配管類をできる限り目立ちにくくすること。 周囲への反射光の影響を低減するよう配慮すること。 土地の形状を踏まえ、周囲に違和感や威圧感を与えないよう勾配に配慮し設置すること。



(4) 土地に自立して設置する太陽光発電設備等(支柱型)の新設、増築または改築

項目	景観形成基準
色彩	<ul style="list-style-type: none"> パネルを設置する場合は、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできる限り模様が目立たないものとすること。 付属設備は、周辺景観と調和した色彩とすること。
植栽等	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内に生育する樹林は、できる限り残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要が生じたときは、必要最小限にとどめること。 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難い場合は、移植の適否を判断し、できる限りその周辺に移植すること。移植後は、十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。 常緑の中高木を取り入れた樹木により、必要に応じて修景緑化を図ること。 道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。 植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 主要な視点場や主要な道路から見た場合に、その眺望対象の景観を阻害しないよう配置の工夫や植栽等により修景措置を図ること。 山稜線、丘陵地または高台での設置は避けること。 敷地境界線(道路、法定外公共物との境界線を含む。)からできる限り多く後退すること。なお、原則として、道路から2m以上後退すること。 できる限りすっきりとした形態および意匠とするとともに、けばけばしい色彩とせず、周辺景観になじむものとすること。 周囲への反射光の影響を低減するよう配慮すること。 土地の形状を踏まえ、周辺に違和感や威圧感を与えないよう勾配に配慮し設置すること。

